別紙５

「理事の職務」に関する規定について（第14条関係）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （説明事項）* 改正私立学校法第37条に基づき、学校法人は理事長以外に業務執行を行う理事として「代表業務執行理事」及び「業務執行理事」を置くことができる。「代表業務執行理事」は「学校法人を代表し、理事長を補佐して業務を掌理する」（改正法第37条第７項）ものであり、また、「業務執行理事」は「理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する」（改正法同条第８項）ものとされている。
* 「代表業務執行理事」及び「業務執行理事」のそれぞれについて、次に示す３つのケースのどれかを選択すること。
	+ 今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合（令和７年４月１日をもって置く場合）（※）
	+ 令和７年４月１日時点では置かないものの、将来的には置く可能性がある場合（※）
	+ 置かない場合（置く予定がない場合）
* また、上記のうち「（※）」の場合では、学校法人内で特定の役職（「代表業務執行理事」であれば「副理事長」等、「業務執行理事」であれば「常任理事」等）をもって「代表業務執行理事」又は「業務執行理事」とするか否かでケースが分かれる。
* 以上のケースをまとめると下表のとおり25のパターンが形成され、各々のパターンについて例示する。
* 本別紙に記載のない規定を作成するときは、事前に私学課へ相談すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （代表業務執行理事） |  | （業務執行理事） |
| 設置予定の有無 | 学校法人内の役職 | 記号 |  | 設置予定の有無 | 学校法人内の役職 | 記号 |
| 今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合 | 「副理事長」等の名称を用いる | ① |  | 今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合 | 「常任理事」等の名称を用いる | ア |
| 「副理事長」等の名称を用いない | ② |  | 「常任理事」等の名称を用いない | イ |
| 将来的に置く可能性あり | 「副理事長」等の名称を用いる | ③ |  | 将来的に置く可能性あり | 「常任理事」等の名称を用いる | ウ |
| 「副理事長」等の名称を用いない | ④ |  | 「常任理事」等の名称を用いない | エ |
| 置かない | ― | ⑤ |  | 置かない | ― | オ |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  | 業務執行理事のパターン記号 |
|  |  | ア | イ | ウ | エ | オ |
| 代表業務執行理事のパターン記号 | ① | 例５－１（44） | 例５－２（46） | 例５－３（48） | 例５－４（50） | 例５－５（52） |
| ② | 例５－６（54） | 例５－７（56） | 例５－８（58） | 例５－９（60） | 例５－10（62） |
| ③ | 例５－11（64） | 例５－12（66） | 例５－13（68） | 例５－14（70） | 例５－15（72） |
| ④ | 例５－16（74） | 例５－17（76） | 例５－18（78） | 例５－19（80） | 例５－20（82） |
| ⑤ | 例５－21（84） | 例５－22（86） | 例５－23（88） | 例５－24（90） | 例５－25（92） |
| * （　）内の数字は、本作成例のページ番号を示す。
 |

 |

＜例５－１：下表の「①」及び「ア」の場合＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （代表業務執行理事） |  | （業務執行理事） |
| 設置予定の有無 | 学校法人内の役職 | 記号 |  | 設置予定の有無 | 学校法人内の役職 | 記号 |
| 今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合 | 「副理事長」等の名称を用いる | ① |  | 今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合 | 「常任理事」等の名称を用いる | ア |
| 「副理事長」等の名称を用いない | ② |  | 「常任理事」等の名称を用いない | イ |
| 将来的に置く可能性あり | 「副理事長」等の名称を用いる | ③ |  | 将来的に置く可能性あり | 「常任理事」等の名称を用いる | ウ |
| 「副理事長」等の名称を用いない | ④ |  | 「常任理事」等の名称を用いない | エ |
| 置かない | ― | ⑤ |  | 置かない | ― | オ |
| * 本例では、代表業務執行理事を「副理事長」と呼称する。
 |  | * 本例では、業務執行理事を「常任理事」と呼称する。
 |

| **寄附行為作成例** | **備考** |
| --- | --- |
| 　（理事の職務）第14条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。２　理事のうち１名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。 | * 本条文については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。

|  |
| --- |
| * 理事長は、理事のうちから理事会が選定することとなっているか。
* 理事長は、理事会が解職することとなっているか。
 |

* + 理事長を理事会以外が選定・解職すること（評議員会で選定する、学内選挙で選定する、学長の充て職とする等）は不可。
	+ 次に示す内容を記載することは可能。
		- 評議員会の意見や学内選挙の結果を尊重して、理事会が理事長を選定する旨を記載すること。
		- 理事長の任期を設定すること。
		- 決議要件を加重すること。
 |
| ３　理事（理事長を除く。）のうち○名以内を副理事長とし、理事会の決議によって選定する。副理事長を解職するときも、同様とする。４　副理事長をもって私立学校法第37条第３項の代表業務執行理事とする。 | * 副理事長（代表業務執行理事）の規定を置く場合、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。

|  |
| --- |
| * 副理事長は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。
* 副理事長は、理事会が解職することとなっているか。
 |

* + 決議要件を加重することは可能。
 |
| ５　理事（理事長及び副理事長を除く。）のうち○名以内を常任理事とし、理事会の決議によって選定する。常任理事を解職するときも、同様とする。６　常任理事をもって私立学校法第37条第４項の業務執行理事とする。 | * 常任理事（業務執行理事）については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。

|  |
| --- |
| * 常任理事は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。
* 常任理事は、理事会が解職することとなっているか。
 |

* + 決議要件を加重することは可能。
 |
| ７　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。８　副理事長は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。９　常任理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。10　理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、副理事長又は常任理事がその職務（理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く。）を行う。 | * 副理事長の代表権に制限を加える場合には、その内容を寄附行為に定めること。
* 副理事長が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。
* 常任理事が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。
* この規定により新たに代表権を付与することはできないため、代表権の行使については、寄附行為で定められた範囲内で副理事長が行う必要があることに留意する。
 |
|  |  |

＜例５－２：下表の「①」及び「イ」の場合＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （代表業務執行理事） |  | （業務執行理事） |
| 設置予定の有無 | 学校法人内の役職 | 記号 |  | 設置予定の有無 | 学校法人内の役職 | 記号 |
| 今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合 | 「副理事長」等の名称を用いる | ① |  | 今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合 | 「常任理事」等の名称を用いる | ア |
| 「副理事長」等の名称を用いない | ② |  | 「常任理事」等の名称を用いない | イ |
| 将来的に置く可能性あり | 「副理事長」等の名称を用いる | ③ |  | 将来的に置く可能性あり | 「常任理事」等の名称を用いる | ウ |
| 「副理事長」等の名称を用いない | ④ |  | 「常任理事」等の名称を用いない | エ |
| 置かない | ― | ⑤ |  | 置かない | ― | オ |
| * 本例では、代表業務執行理事を「副理事長」と呼称する。
 |  |  |

| **寄附行為作成例** | **備考** |
| --- | --- |
| 　（理事の職務）第14条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。２　理事のうち１名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。 | * 本条文については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。

|  |
| --- |
| * 理事長は、理事のうちから理事会が選定することとなっているか。
* 理事長は、理事会が解職することとなっているか。
 |

* + 理事長を理事会以外が選定・解職すること（評議員会で選定する、学内選挙で選定する、学長の充て職とする等）は不可。
	+ 次に示す内容を記載することは可能。
		- 評議員会の意見や学内選挙の結果を尊重して、理事会が理事長を選定する旨を記載すること。
		- 理事長の任期を設定すること。
		- 決議要件を加重すること。
 |
| ３　理事（理事長を除く。）のうち○名以内を副理事長とし、理事会の決議によって選定する。副理事長を解職するときも、同様とする。４　副理事長をもって私立学校法第37条第３項の代表業務執行理事とする。 | * 副理事長（代表業務執行理事）の規定を置く場合、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。

|  |
| --- |
| * 副理事長は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。
* 副理事長は、理事会が解職することとなっているか。
 |

* + 決議要件を加重することは可能。
 |
| ５　理事（理事長及び副理事長を除く。）のうち○名以内を業務執行理事とし、理事会の決議によって選定する。業務執行理事を解職するときも、同様とする。 | * 業務執行理事については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。

|  |
| --- |
| * 業務執行理事は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。
* 業務執行理事は、理事会が解職することとなっているか。
 |

* + 決議要件を加重することは可能。
 |
| ６　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。７　副理事長は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。８　業務執行理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。９　理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、副理事長又は業務執行理事がその職務（理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く。）を行う。 | * 副理事長の代表権に制限を加える場合には、その内容を寄附行為に定めること。
* 副理事長が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。
* 業務執行理事が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。
* この規定により新たに代表権を付与することはできないため、代表権の行使については、寄附行為で定められた範囲内で副理事長が行う必要があることに留意する。
 |
|  |  |

＜例５－３：下表の「①」及び「ウ」の場合＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （代表業務執行理事） |  | （業務執行理事） |
| 設置予定の有無 | 学校法人内の役職 | 記号 |  | 設置予定の有無 | 学校法人内の役職 | 記号 |
| 今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合 | 「副理事長」等の名称を用いる | ① |  | 今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合 | 「常任理事」等の名称を用いる | ア |
| 「副理事長」等の名称を用いない | ② |  | 「常任理事」等の名称を用いない | イ |
| 将来的に置く可能性あり | 「副理事長」等の名称を用いる | ③ |  | 将来的に置く可能性あり | 「常任理事」等の名称を用いる | ウ |
| 「副理事長」等の名称を用いない | ④ |  | 「常任理事」等の名称を用いない | エ |
| 置かない | ― | ⑤ |  | 置かない | ― | オ |
| * 本例では、代表業務執行理事を「副理事長」と呼称する。
 |  | * 本例では、業務執行理事を「常任理事」と呼称する。
 |

| **寄附行為作成例** | **備考** |
| --- | --- |
| 　（理事の職務）第14条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。２　理事のうち１名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。 | * 本条文については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。

|  |
| --- |
| * 理事長は、理事のうちから理事会が選定することとなっているか。
* 理事長は、理事会が解職することとなっているか。
 |

* + 理事長を理事会以外が選定・解職すること（評議員会で選定する、学内選挙で選定する、学長の充て職とする等）は不可。
	+ 次に示す内容を記載することは可能。
		- 評議員会の意見や学内選挙の結果を尊重して、理事会が理事長を選定する旨を記載すること。
		- 理事長の任期を設定すること。
		- 決議要件を加重すること。
 |
| ３　理事（理事長を除く。）のうち○名以内を副理事長とし、理事会の決議によって選定する。副理事長を解職するときも、同様とする。４　副理事長をもって私立学校法第37条第３項の代表業務執行理事とする。 | * 副理事長（代表業務執行理事）の規定を置く場合、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。

|  |
| --- |
| * 副理事長は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。
* 副理事長は、理事会が解職することとなっているか。
 |

* + 決議要件を加重することは可能。
 |
| ５　理事（理事長及び副理事長を除く。）のうち○名以内を常任理事とすることができる。常任理事は、理事会の決議によって選定する。常任理事を解職するときも、同様とする。６　常任理事をもって私立学校法第37条第４項の業務執行理事とする。 | * 常任理事（業務執行理事）については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。

|  |
| --- |
| * 常任理事は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。
* 常任理事は、理事会が解職することとなっているか。
 |

* + 決議要件を加重することは可能。
 |
| ７　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。８　副理事長は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。９　常任理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。10　理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、副理事長又は常任理事（第５項により選定する場合に限る。以下同じ。）がその職務（理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く。）を行う。 | * 副理事長の代表権に制限を加える場合には、その内容を寄附行為に定めること。
* 副理事長が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。
* 常任理事が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。
* この規定により新たに代表権を付与することはできないため、代表権の行使については、寄附行為で定められた範囲内で副理事長が行う必要があることに留意する。
 |
|  |  |

＜例５－４：下表の「①」及び「エ」の場合＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （代表業務執行理事） |  | （業務執行理事） |
| 設置予定の有無 | 学校法人内の役職 | 記号 |  | 設置予定の有無 | 学校法人内の役職 | 記号 |
| 今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合 | 「副理事長」等の名称を用いる | ① |  | 今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合 | 「常任理事」等の名称を用いる | ア |
| 「副理事長」等の名称を用いない | ② |  | 「常任理事」等の名称を用いない | イ |
| 将来的に置く可能性あり | 「副理事長」等の名称を用いる | ③ |  | 将来的に置く可能性あり | 「常任理事」等の名称を用いる | ウ |
| 「副理事長」等の名称を用いない | ④ |  | 「常任理事」等の名称を用いない | エ |
| 置かない | ― | ⑤ |  | 置かない | ― | オ |
| * 本例では、代表業務執行理事を「副理事長」と呼称する。
 |  |  |

| **寄附行為作成例** | **備考** |
| --- | --- |
| 　（理事の職務）第14条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。２　理事のうち１名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。 | * 本条文については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。

|  |
| --- |
| * 理事長は、理事のうちから理事会が選定することとなっているか。
* 理事長は、理事会が解職することとなっているか。
 |

* + 理事長を理事会以外が選定・解職すること（評議員会で選定する、学内選挙で選定する、学長の充て職とする等）は不可。
	+ 次に示す内容を記載することは可能。
		- 評議員会の意見や学内選挙の結果を尊重して、理事会が理事長を選定する旨を記載すること。
		- 理事長の任期を設定すること。
		- 決議要件を加重すること。
 |
| ３　理事（理事長を除く。）のうち○名以内を副理事長とし、理事会の決議によって選定する。副理事長を解職するときも、同様とする。４　副理事長をもって私立学校法第37条第３項の代表業務執行理事とする。 | * 副理事長（代表業務執行理事）の規定を置く場合、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。

|  |
| --- |
| * 副理事長は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。
* 副理事長は、理事会が解職することとなっているか。
 |

* + 決議要件を加重することは可能。
 |
| ５　理事（理事長及び副理事長を除く。）のうち○名以内を業務執行理事とすることができる。業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。業務執行理事を解職するときも、同様とする。 | * 業務執行理事については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。

|  |
| --- |
| * 業務執行理事は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。
* 業務執行理事は、理事会が解職することとなっているか。
 |

* + 決議要件を加重することは可能。
 |
| ６　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。７　副理事長は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。８　業務執行理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。９　理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、副理事長又は業務執行理事（第５項により選定する場合に限る。以下同じ。）がその職務（理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く。）を行う。 | * 副理事長の代表権に制限を加える場合には、その内容を寄附行為に定めること。
* 副理事長が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。
* 業務執行理事が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。
* この規定により新たに代表権を付与することはできないため、代表権の行使については、寄附行為で定められた範囲内で副理事長が行う必要があることに留意する。
 |
|  |  |

＜例５－５：下表の「①」及び「オ」の場合＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （代表業務執行理事） |  | （業務執行理事） |
| 設置予定の有無 | 学校法人内の役職 | 記号 |  | 設置予定の有無 | 学校法人内の役職 | 記号 |
| 今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合 | 「副理事長」等の名称を用いる | ① |  | 今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合 | 「常任理事」等の名称を用いる | ア |
| 「副理事長」等の名称を用いない | ② |  | 「常任理事」等の名称を用いない | イ |
| 将来的に置く可能性あり | 「副理事長」等の名称を用いる | ③ |  | 将来的に置く可能性あり | 「常任理事」等の名称を用いる | ウ |
| 「副理事長」等の名称を用いない | ④ |  | 「常任理事」等の名称を用いない | エ |
| 置かない | ― | ⑤ |  | 置かない | ― | オ |
| * 本例では、代表業務執行理事を「副理事長」と呼称する。
 |  |  |

| **寄附行為作成例** | **備考** |
| --- | --- |
| 　（理事の職務）第14条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。２　理事のうち１名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。 | * 本条文については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。

|  |
| --- |
| * 理事長は、理事のうちから理事会が選定することとなっているか。
* 理事長は、理事会が解職することとなっているか。
 |

* + 理事長を理事会以外が選定・解職すること（評議員会で選定する、学内選挙で選定する、学長の充て職とする等）は不可。
	+ 次に示す内容を記載することは可能。
		- 評議員会の意見や学内選挙の結果を尊重して、理事会が理事長を選定する旨を記載すること。
		- 理事長の任期を設定すること。
		- 決議要件を加重すること。
 |
| ３　理事（理事長を除く。）のうち○名以内を副理事長とし、理事会の決議によって選定する。副理事長を解職するときも、同様とする。４　副理事長をもって私立学校法第37条第３項の代表業務執行理事とする。 | * 副理事長（代表業務執行理事）の規定を置く場合、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。

|  |
| --- |
| * 副理事長は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。
* 副理事長は、理事会が解職することとなっているか。
 |

* + 決議要件を加重することは可能。
 |
| ５　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。６　副理事長は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。７　理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、副理事長がその職務（理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く。）を行う。 | * 副理事長の代表権に制限を加える場合には、その内容を寄附行為に定めること。
* 副理事長が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。
* この規定により新たに代表権を付与することはできないため、代表権の行使については、寄附行為で定められた範囲内で副理事長が行う必要があることに留意する。
 |
|  |  |

＜例５－６：下表の「②」及び「ア」の場合＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （代表業務執行理事） |  | （業務執行理事） |
| 設置予定の有無 | 学校法人内の役職 | 記号 |  | 設置予定の有無 | 学校法人内の役職 | 記号 |
| 今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合 | 「副理事長」等の名称を用いる | ① |  | 今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合 | 「常任理事」等の名称を用いる | ア |
| 「副理事長」等の名称を用いない | ② |  | 「常任理事」等の名称を用いない | イ |
| 将来的に置く可能性あり | 「副理事長」等の名称を用いる | ③ |  | 将来的に置く可能性あり | 「常任理事」等の名称を用いる | ウ |
| 「副理事長」等の名称を用いない | ④ |  | 「常任理事」等の名称を用いない | エ |
| 置かない | ― | ⑤ |  | 置かない | ― | オ |
|  |  | * 本例では、業務執行理事を「常任理事」と呼称する。
 |

| **寄附行為作成例** | **備考** |
| --- | --- |
| 　（理事の職務）第14条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。２　理事のうち１名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。 | * 本条文については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。

|  |
| --- |
| * 理事長は、理事のうちから理事会が選定することとなっているか。
* 理事長は、理事会が解職することとなっているか。
 |

* + 理事長を理事会以外が選定・解職すること（評議員会で選定する、学内選挙で選定する、学長の充て職とする等）は不可。
	+ 次に示す内容を記載することは可能。
		- 評議員会の意見や学内選挙の結果を尊重して、理事会が理事長を選定する旨を記載すること。
		- 理事長の任期を設定すること。
		- 決議要件を加重すること。
 |
| ３　理事（理事長を除く。）のうち○名以内を代表業務執行理事とし、理事会の決議によって選定する。代表業務執行理事を解職するときも、同様とする。 | * 代表業務執行理事の規定を置く場合、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。

|  |
| --- |
| * 代表業務執行理事は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。
* 代表業務執行理事は、理事会が解職することとなっているか。
 |

* + 決議要件を加重することは可能。
 |
| ４　理事（理事長及び代表業務執行理事を除く。）のうち○名以内を常任理事とし、理事会の決議によって選定する。常任理事を解職するときも、同様とする。５　常任理事をもって私立学校法第37条第４項の業務執行理事とする。 | * 常任理事（業務執行理事）については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。

|  |
| --- |
| * 常任理事は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。
* 常任理事は、理事会が解職することとなっているか。
 |

* + 決議要件を加重することは可能。
 |
| ６　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。７　代表業務執行理事は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。８　常任理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。９　理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、代表業務執行理事又は常任理事がその職務（理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く。）を行う。 | * 代表業務執行理事の代表権に制限を加える場合には、その内容を寄附行為に定めること。
* 代表業務執行理事が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。
* 常任理事が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。
* この規定により新たに代表権を付与することはできないため、代表権の行使については、寄附行為で定められた範囲内で代表業務執行理事が行う必要があることに留意する。
 |
|  |  |

＜例５－７：下表の「②」及び「イ」の場合＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （代表業務執行理事） |  | （業務執行理事） |
| 設置予定の有無 | 学校法人内の役職 | 記号 |  | 設置予定の有無 | 学校法人内の役職 | 記号 |
| 今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合 | 「副理事長」等の名称を用いる | ① |  | 今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合 | 「常任理事」等の名称を用いる | ア |
| 「副理事長」等の名称を用いない | ② |  | 「常任理事」等の名称を用いない | イ |
| 将来的に置く可能性あり | 「副理事長」等の名称を用いる | ③ |  | 将来的に置く可能性あり | 「常任理事」等の名称を用いる | ウ |
| 「副理事長」等の名称を用いない | ④ |  | 「常任理事」等の名称を用いない | エ |
| 置かない | ― | ⑤ |  | 置かない | ― | オ |
|  |  |  |

| **寄附行為作成例** | **備考** |
| --- | --- |
| 　（理事の職務）第14条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。２　理事のうち１名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。 | * 本条文については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。

|  |
| --- |
| * 理事長は、理事のうちから理事会が選定することとなっているか。
* 理事長は、理事会が解職することとなっているか。
 |

* + 理事長を理事会以外が選定・解職すること（評議員会で選定する、学内選挙で選定する、学長の充て職とする等）は不可。
	+ 次に示す内容を記載することは可能。
		- 評議員会の意見や学内選挙の結果を尊重して、理事会が理事長を選定する旨を記載すること。
		- 理事長の任期を設定すること。
		- 決議要件を加重すること。
 |
| ３　理事（理事長を除く。）のうち○名以内を代表業務執行理事とし、理事会の決議によって選定する。代表業務執行理事を解職するときも、同様とする。 | * 代表業務執行理事の規定を置く場合、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。

|  |
| --- |
| * 代表業務執行理事は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。
* 代表業務執行理事は、理事会が解職することとなっているか。
 |

* + 決議要件を加重することは可能。
 |
| ４　理事（理事長及び代表業務執行理事を除く。）のうち○名以内を業務執行理事とし、理事会の決議によって選定する。業務執行理事を解職するときも、同様とする。 | * 業務執行理事については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。

|  |
| --- |
| * 業務執行理事は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。
* 業務執行理事は、理事会が解職することとなっているか。
 |

* + 決議要件を加重することは可能。
 |
| ５　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。６　代表業務執行理事は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。７　業務執行理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。８　理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、代表業務執行理事又は業務執行理事がその職務（理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く。）を行う。 | * 代表業務執行理事の代表権に制限を加える場合には、その内容を寄附行為に定めること。
* 代表業務執行理事が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。
* 業務執行理事が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。
* この規定により新たに代表権を付与することはできないため、代表権の行使については、寄附行為で定められた範囲内で代表業務執行理事が行う必要があることに留意する。
 |
|  |  |

＜例５－８：下表の「②」及び「ウ」の場合＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （代表業務執行理事） |  | （業務執行理事） |
| 設置予定の有無 | 学校法人内の役職 | 記号 |  | 設置予定の有無 | 学校法人内の役職 | 記号 |
| 今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合 | 「副理事長」等の名称を用いる | ① |  | 今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合 | 「常任理事」等の名称を用いる | ア |
| 「副理事長」等の名称を用いない | ② |  | 「常任理事」等の名称を用いない | イ |
| 将来的に置く可能性あり | 「副理事長」等の名称を用いる | ③ |  | 将来的に置く可能性あり | 「常任理事」等の名称を用いる | ウ |
| 「副理事長」等の名称を用いない | ④ |  | 「常任理事」等の名称を用いない | エ |
| 置かない | ― | ⑤ |  | 置かない | ― | オ |
|  |  | * 本例では、業務執行理事を「常任理事」と呼称する。
 |

| **寄附行為作成例** | **備考** |
| --- | --- |
| 　（理事の職務）第14条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。２　理事のうち１名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。 | * 本条文については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。

|  |
| --- |
| * 理事長は、理事のうちから理事会が選定することとなっているか。
* 理事長は、理事会が解職することとなっているか。
 |

* + 理事長を理事会以外が選定・解職すること（評議員会で選定する、学内選挙で選定する、学長の充て職とする等）は不可。
	+ 次に示す内容を記載することは可能。
		- 評議員会の意見や学内選挙の結果を尊重して、理事会が理事長を選定する旨を記載すること。
		- 理事長の任期を設定すること。
		- 決議要件を加重すること。
 |
| ３　理事（理事長を除く。）のうち○名以内を代表業務執行理事とし、理事会の決議によって選定する。代表業務執行理事を解職するときも、同様とする。 | * 代表業務執行理事の規定を置く場合、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。

|  |
| --- |
| * 代表業務執行理事は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。
* 代表業務執行理事は、理事会が解職することとなっているか。
 |

* + 決議要件を加重することは可能。
 |
| ４　理事（理事長及び代表業務執行理事を除く。）のうち○名以内を常任理事とすることができる。常任理事は、理事会の決議によって選定する。常任理事を解職するときも、同様とする。５　常任理事をもって私立学校法第37条第４項の業務執行理事とする。 | * 常任理事（業務執行理事）については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。

|  |
| --- |
| * 常任理事は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。
* 常任理事は、理事会が解職することとなっているか。
 |

* + 決議要件を加重することは可能。
 |
| ６　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。７　代表業務執行理事は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。８　常任理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。９　理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、代表業務執行理事又は常任理事（第４項により選定する場合に限る。以下同じ。）がその職務（理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く。）を行う。 | * 代表業務執行理事の代表権に制限を加える場合には、その内容を寄附行為に定めること。
* 代表業務執行理事が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。
* 常任理事が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。
* この規定により新たに代表権を付与することはできないため、代表権の行使については、寄附行為で定められた範囲内で代表業務執行理事が行う必要があることに留意する。
 |
|  |  |

＜例５－９：下表の「②」及び「エ」の場合＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （代表業務執行理事） |  | （業務執行理事） |
| 設置予定の有無 | 学校法人内の役職 | 記号 |  | 設置予定の有無 | 学校法人内の役職 | 記号 |
| 今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合 | 「副理事長」等の名称を用いる | ① |  | 今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合 | 「常任理事」等の名称を用いる | ア |
| 「副理事長」等の名称を用いない | ② |  | 「常任理事」等の名称を用いない | イ |
| 将来的に置く可能性あり | 「副理事長」等の名称を用いる | ③ |  | 将来的に置く可能性あり | 「常任理事」等の名称を用いる | ウ |
| 「副理事長」等の名称を用いない | ④ |  | 「常任理事」等の名称を用いない | エ |
| 置かない | ― | ⑤ |  | 置かない | ― | オ |
|  |  |  |

| **寄附行為作成例** | **備考** |
| --- | --- |
| 　（理事の職務）第14条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。２　理事のうち１名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。 | * 本条文については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。

|  |
| --- |
| * 理事長は、理事のうちから理事会が選定することとなっているか。
* 理事長は、理事会が解職することとなっているか。
 |

* + 理事長を理事会以外が選定・解職すること（評議員会で選定する、学内選挙で選定する、学長の充て職とする等）は不可。
	+ 次に示す内容を記載することは可能。
		- 評議員会の意見や学内選挙の結果を尊重して、理事会が理事長を選定する旨を記載すること。
		- 理事長の任期を設定すること。
		- 決議要件を加重すること。
 |
| ３　理事（理事長を除く。）のうち○名以内を代表業務執行理事とし、理事会の決議によって選定する。代表業務執行理事を解職するときも、同様とする。 | * 代表業務執行理事の規定を置く場合、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。

|  |
| --- |
| * 代表業務執行理事は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。
* 代表業務執行理事は、理事会が解職することとなっているか。
 |

* + 決議要件を加重することは可能。
 |
| ４　理事（理事長及び副理事長を除く。）のうち○名以内を業務執行理事とすることができる。業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。業務執行理事を解職するときも、同様とする。 | * 業務執行理事については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。

|  |
| --- |
| * 業務執行理事は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。
* 業務執行理事は、理事会が解職することとなっているか。
 |

* + 決議要件を加重することは可能。
 |
| ５　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。６　代表業務執行理事は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。７　業務執行理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。８　理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、代表業務執行理事又は業務執行理事（第４項により選定する場合に限る。以下同じ。）がその職務（理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く。）を行う。 | * 代表業務執行理事の代表権に制限を加える場合には、その内容を寄附行為に定めること。
* 代表業務執行理事が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。
* 業務執行理事が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。
* この規定により新たに代表権を付与することはできないため、代表権の行使については、寄附行為で定められた範囲内で代表業務執行理事が行う必要があることに留意する。
 |
|  |  |

＜例５－10：下表の「②」及び「オ」の場合＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （代表業務執行理事） |  | （業務執行理事） |
| 設置予定の有無 | 学校法人内の役職 | 記号 |  | 設置予定の有無 | 学校法人内の役職 | 記号 |
| 今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合 | 「副理事長」等の名称を用いる | ① |  | 今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合 | 「常任理事」等の名称を用いる | ア |
| 「副理事長」等の名称を用いない | ② |  | 「常任理事」等の名称を用いない | イ |
| 将来的に置く可能性あり | 「副理事長」等の名称を用いる | ③ |  | 将来的に置く可能性あり | 「常任理事」等の名称を用いる | ウ |
| 「副理事長」等の名称を用いない | ④ |  | 「常任理事」等の名称を用いない | エ |
| 置かない | ― | ⑤ |  | 置かない | ― | オ |
|  |  |  |

| **寄附行為作成例** | **備考** |
| --- | --- |
| 　（理事の職務）第14条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。２　理事のうち１名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。 | * 本条文については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。

|  |
| --- |
| * 理事長は、理事のうちから理事会が選定することとなっているか。
* 理事長は、理事会が解職することとなっているか。
 |

* + 理事長を理事会以外が選定・解職すること（評議員会で選定する、学内選挙で選定する、学長の充て職とする等）は不可。
	+ 次に示す内容を記載することは可能。
		- 評議員会の意見や学内選挙の結果を尊重して、理事会が理事長を選定する旨を記載すること。
		- 理事長の任期を設定すること。
		- 決議要件を加重すること。
 |
| ３　理事（理事長を除く。）のうち○名以内を代表業務執行理事とし、理事会の決議によって選定する。代表業務執行理事を解職するときも、同様とする。 | * 代表業務執行理事の規定を置く場合、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。

|  |
| --- |
| * 代表業務執行理事は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。
* 代表業務執行理事は、理事会が解職することとなっているか。
 |

* + 決議要件を加重することは可能。
 |
| ４　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。５　代表業務執行理事は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。６　理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、代表業務執行理事がその職務（理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く。）を行う。 | * 代表業務執行理事の代表権に制限を加える場合には、その内容を寄附行為に定めること。
* 代表業務執行理事が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。
* この規定により新たに代表権を付与することはできないため、代表権の行使については、寄附行為で定められた範囲内で代表業務執行理事が行う必要があることに留意する。
 |
|  |  |

＜例５－11：下表の「③」及び「ア」の場合＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （代表業務執行理事） |  | （業務執行理事） |
| 設置予定の有無 | 学校法人内の役職 | 記号 |  | 設置予定の有無 | 学校法人内の役職 | 記号 |
| 今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合 | 「副理事長」等の名称を用いる | ① |  | 今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合 | 「常任理事」等の名称を用いる | ア |
| 「副理事長」等の名称を用いない | ② |  | 「常任理事」等の名称を用いない | イ |
| 将来的に置く可能性あり | 「副理事長」等の名称を用いる | ③ |  | 将来的に置く可能性あり | 「常任理事」等の名称を用いる | ウ |
| 「副理事長」等の名称を用いない | ④ |  | 「常任理事」等の名称を用いない | エ |
| 置かない | ― | ⑤ |  | 置かない | ― | オ |
| * 本例では、代表業務執行理事を「副理事長」と呼称する。
 |  | * 本例では、業務執行理事を「常任理事」と呼称する。
 |

| **寄附行為作成例** | **備考** |
| --- | --- |
| 　（理事の職務）第14条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。２　理事のうち１名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。 | * 本条文については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。

|  |
| --- |
| * 理事長は、理事のうちから理事会が選定することとなっているか。
* 理事長は、理事会が解職することとなっているか。
 |

* + 理事長を理事会以外が選定・解職すること（評議員会で選定する、学内選挙で選定する、学長の充て職とする等）は不可。
	+ 次に示す内容を記載することは可能。
		- 評議員会の意見や学内選挙の結果を尊重して、理事会が理事長を選定する旨を記載すること。
		- 理事長の任期を設定すること。
		- 決議要件を加重すること。
 |
| ３　理事（理事長を除く。）のうち○名以内を副理事長とすることができる。副理事長は、理事会の決議によって選定する。副理事長を解職するときも、同様とする。４　副理事長をもって私立学校法第37条第３項の代表業務執行理事とする。 | * 副理事長（代表業務執行理事）の規定を置く場合、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。

|  |
| --- |
| * 副理事長は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。
* 副理事長は、理事会が解職することとなっているか。
 |

* + 決議要件を加重することは可能。
 |
| ５　理事（理事長及び副理事長を除く。）のうち○名以内を常任理事とし、理事会の決議によって選定する。常任理事を解職するときも、同様とする。６　常任理事をもって私立学校法第37条第４項の業務執行理事とする。 | * 常任理事（業務執行理事）については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。

|  |
| --- |
| * 常任理事は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。
* 常任理事は、理事会が解職することとなっているか。
 |

* + 決議要件を加重することは可能。
 |
| ７　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。８　副理事長は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。９　常任理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。10　理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、副理事長（第３項により選定する場合に限る。以下同じ。）又は常任理事がその職務（理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く。）を行う。 | * 副理事長の代表権に制限を加える場合には、その内容を寄附行為に定めること。
* 副理事長が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。
* 常任理事が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。
* この規定により新たに代表権を付与することはできないため、代表権の行使については、寄附行為で定められた範囲内で副理事長が行う必要があることに留意する。
 |
|  |  |

＜例５－12：下表の「③」及び「イ」の場合＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （代表業務執行理事） |  | （業務執行理事） |
| 設置予定の有無 | 学校法人内の役職 | 記号 |  | 設置予定の有無 | 学校法人内の役職 | 記号 |
| 今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合 | 「副理事長」等の名称を用いる | ① |  | 今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合 | 「常任理事」等の名称を用いる | ア |
| 「副理事長」等の名称を用いない | ② |  | 「常任理事」等の名称を用いない | イ |
| 将来的に置く可能性あり | 「副理事長」等の名称を用いる | ③ |  | 将来的に置く可能性あり | 「常任理事」等の名称を用いる | ウ |
| 「副理事長」等の名称を用いない | ④ |  | 「常任理事」等の名称を用いない | エ |
| 置かない | ― | ⑤ |  | 置かない | ― | オ |
| * 本例では、代表業務執行理事を「副理事長」と呼称する。
 |  |  |

| **寄附行為作成例** | **備考** |
| --- | --- |
| 　（理事の職務）第14条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。２　理事のうち１名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。 | * 本条文については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。

|  |
| --- |
| * 理事長は、理事のうちから理事会が選定することとなっているか。
* 理事長は、理事会が解職することとなっているか。
 |

* + 理事長を理事会以外が選定・解職すること（評議員会で選定する、学内選挙で選定する、学長の充て職とする等）は不可。
	+ 次に示す内容を記載することは可能。
		- 評議員会の意見や学内選挙の結果を尊重して、理事会が理事長を選定する旨を記載すること。
		- 理事長の任期を設定すること。
		- 決議要件を加重すること。
 |
| ３　理事（理事長を除く。）のうち○名以内を副理事長とすることができる。副理事長は、理事会の決議によって選定する。副理事長を解職するときも、同様とする。４　副理事長をもって私立学校法第37条第３項の代表業務執行理事とする。 | * 副理事長（代表業務執行理事）の規定を置く場合、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。

|  |
| --- |
| * 副理事長は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。
* 副理事長は、理事会が解職することとなっているか。
 |

* + 決議要件を加重することは可能。
 |
| ５　理事（理事長及び副理事長を除く。）のうち○名以内を業務執行理事とし、理事会の決議によって選定する。業務執行理事を解職するときも、同様とする。 | * 業務執行理事については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。

|  |
| --- |
| * 業務執行理事は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。
* 業務執行理事は、理事会が解職することとなっているか。
 |

* + 決議要件を加重することは可能。
 |
| ６　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。７　副理事長は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。８　業務執行理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。９　理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、副理事長（第３項により選定する場合に限る。以下同じ。）又は業務執行理事がその職務（理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く。）を行う。 | * 副理事長の代表権に制限を加える場合には、その内容を寄附行為に定めること。
* 副理事長が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。
* 業務執行理事が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。
* この規定により新たに代表権を付与することはできないため、代表権の行使については、寄附行為で定められた範囲内で副理事長が行う必要があることに留意する。
 |
|  |  |

＜例５－13：下表の「③」及び「ウ」の場合＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （代表業務執行理事） |  | （業務執行理事） |
| 設置予定の有無 | 学校法人内の役職 | 記号 |  | 設置予定の有無 | 学校法人内の役職 | 記号 |
| 今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合 | 「副理事長」等の名称を用いる | ① |  | 今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合 | 「常任理事」等の名称を用いる | ア |
| 「副理事長」等の名称を用いない | ② |  | 「常任理事」等の名称を用いない | イ |
| 将来的に置く可能性あり | 「副理事長」等の名称を用いる | ③ |  | 将来的に置く可能性あり | 「常任理事」等の名称を用いる | ウ |
| 「副理事長」等の名称を用いない | ④ |  | 「常任理事」等の名称を用いない | エ |
| 置かない | ― | ⑤ |  | 置かない | ― | オ |
| * 本例では、代表業務執行理事を「副理事長」と呼称する。
 |  | * 本例では、業務執行理事を「常任理事」と呼称する。
 |

| **寄附行為作成例** | **備考** |
| --- | --- |
| 　（理事の職務）第14条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。２　理事のうち１名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。 | * 本条文については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。

|  |
| --- |
| * 理事長は、理事のうちから理事会が選定することとなっているか。
* 理事長は、理事会が解職することとなっているか。
 |

* + 理事長を理事会以外が選定・解職すること（評議員会で選定する、学内選挙で選定する、学長の充て職とする等）は不可。
	+ 次に示す内容を記載することは可能。
		- 評議員会の意見や学内選挙の結果を尊重して、理事会が理事長を選定する旨を記載すること。
		- 理事長の任期を設定すること。
		- 決議要件を加重すること。
 |
| ３　理事（理事長を除く。）のうち○名以内を副理事長とすることができる。副理事長は、理事会の決議によって選定する。副理事長を解職するときも、同様とする。４　副理事長をもって私立学校法第37条第３項の代表業務執行理事とする。 | * 副理事長（代表業務執行理事）の規定を置く場合、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。

|  |
| --- |
| * 副理事長は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。
* 副理事長は、理事会が解職することとなっているか。
 |

* + 決議要件を加重することは可能。
 |
| ５　理事（理事長及び副理事長を除く。）のうち○名以内を常任理事とすることができる。常任理事は、理事会の決議によって選定する。常任理事を解職するときも、同様とする。６　常任理事をもって私立学校法第37条第４項の業務執行理事とする。 | * 常任理事（業務執行理事）については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。

|  |
| --- |
| * 常任理事は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。
* 常任理事は、理事会が解職することとなっているか。
 |

* + 決議要件を加重することは可能。
 |
| ７　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。８　副理事長は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。９　常任理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。10　第３項により副理事長を選定するとき又は第５項により常任理事を選定するときにおいて理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、副理事長又は常任理事がその職務（理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く。）を行う。 | * 副理事長の代表権に制限を加える場合には、その内容を寄附行為に定めること。
* 副理事長が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。
* 常任理事が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。
* この規定により新たに代表権を付与することはできないため、代表権の行使については、寄附行為で定められた範囲内で副理事長が行う必要があることに留意する。
* 副理事長及び常任理事が選定されていない場合で理事長に事故があるときは、速やかに理事会において副理事長の選定を行うこと等により対応すること。
 |
|  |  |

＜例５－14：下表の「③」及び「エ」の場合＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （代表業務執行理事） |  | （業務執行理事） |
| 設置予定の有無 | 学校法人内の役職 | 記号 |  | 設置予定の有無 | 学校法人内の役職 | 記号 |
| 今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合 | 「副理事長」等の名称を用いる | ① |  | 今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合 | 「常任理事」等の名称を用いる | ア |
| 「副理事長」等の名称を用いない | ② |  | 「常任理事」等の名称を用いない | イ |
| 将来的に置く可能性あり | 「副理事長」等の名称を用いる | ③ |  | 将来的に置く可能性あり | 「常任理事」等の名称を用いる | ウ |
| 「副理事長」等の名称を用いない | ④ |  | 「常任理事」等の名称を用いない | エ |
| 置かない | ― | ⑤ |  | 置かない | ― | オ |
| * 本例では、代表業務執行理事を「副理事長」と呼称する。
 |  |  |

| **寄附行為作成例** | **備考** |
| --- | --- |
| 　（理事の職務）第14条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。２　理事のうち１名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。 | * 本条文については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。

|  |
| --- |
| * 理事長は、理事のうちから理事会が選定することとなっているか。
* 理事長は、理事会が解職することとなっているか。
 |

* + 理事長を理事会以外が選定・解職すること（評議員会で選定する、学内選挙で選定する、学長の充て職とする等）は不可。
	+ 次に示す内容を記載することは可能。
		- 評議員会の意見や学内選挙の結果を尊重して、理事会が理事長を選定する旨を記載すること。
		- 理事長の任期を設定すること。
		- 決議要件を加重すること。
 |
| ３　理事（理事長を除く。）のうち○名以内を副理事長とすることができる。副理事長は、理事会の決議によって選定する。副理事長を解職するときも、同様とする。４　副理事長をもって私立学校法第37条第３項の代表業務執行理事とする。 | * 副理事長（代表業務執行理事）の規定を置く場合、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。

|  |
| --- |
| * 副理事長は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。
* 副理事長は、理事会が解職することとなっているか。
 |

* + 決議要件を加重することは可能。
 |
| ５　理事（理事長及び副理事長を除く。）のうち○名以内を業務執行理事とすることができる。業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。業務執行理事を解職するときも、同様とする。 | * 業務執行理事については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。

|  |
| --- |
| * 業務執行理事は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。
* 業務執行理事は、理事会が解職することとなっているか。
 |

* + 決議要件を加重することは可能。
 |
| ６　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。７　副理事長は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。８　業務執行理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。９　第３項により副理事長を選定するとき又は第５項により業務執行理事を選定するときにおいて理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、副理事長又は業務執行理事がその職務（理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く。）を行う。 | * 副理事長の代表権に制限を加える場合には、その内容を寄附行為に定めること。
* 副理事長が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。
* 業務執行理事が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。
* この規定により新たに代表権を付与することはできないため、代表権の行使については、寄附行為で定められた範囲内で副理事長が行う必要があることに留意する。
* 副理事長及び業務執行理事が選定されていない場合で理事長に事故があるときは、速やかに理事会において副理事長の選定を行うこと等により対応すること。
 |
|  |  |

例５－15：下表の「③」及び「オ」の場合＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （代表業務執行理事） |  | （業務執行理事） |
| 設置予定の有無 | 学校法人内の役職 | 記号 |  | 設置予定の有無 | 学校法人内の役職 | 記号 |
| 今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合 | 「副理事長」等の名称を用いる | ① |  | 今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合 | 「常任理事」等の名称を用いる | ア |
| 「副理事長」等の名称を用いない | ② |  | 「常任理事」等の名称を用いない | イ |
| 将来的に置く可能性あり | 「副理事長」等の名称を用いる | ③ |  | 将来的に置く可能性あり | 「常任理事」等の名称を用いる | ウ |
| 「副理事長」等の名称を用いない | ④ |  | 「常任理事」等の名称を用いない | エ |
| 置かない | ― | ⑤ |  | 置かない | ― | オ |
| * 本例では、代表業務執行理事を「副理事長」と呼称する。
 |  |  |

| **寄附行為作成例** | **備考** |
| --- | --- |
| 　（理事の職務）第14条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。２　理事のうち１名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。 | * 本条文については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。

|  |
| --- |
| * 理事長は、理事のうちから理事会が選定することとなっているか。
* 理事長は、理事会が解職することとなっているか。
 |

* + 理事長を理事会以外が選定・解職すること（評議員会で選定する、学内選挙で選定する、学長の充て職とする等）は不可。
	+ 次に示す内容を記載することは可能。
		- 評議員会の意見や学内選挙の結果を尊重して、理事会が理事長を選定する旨を記載すること。
		- 理事長の任期を設定すること。
		- 決議要件を加重すること。
 |
| ３　理事（理事長を除く。）のうち○名以内を副理事長とすることができる。副理事長は、理事会の決議によって選定する。副理事長を解職するときも、同様とする。４　副理事長をもって私立学校法第37条第３項の代表業務執行理事とする。 | * 副理事長（代表業務執行理事）の規定を置く場合、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。

|  |
| --- |
| * 副理事長は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。
* 副理事長は、理事会が解職することとなっているか。
 |

* + 決議要件を加重することは可能。
 |
| ５　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。６　副理事長は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。７　第３項により副理事長を選定するときにおいて理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、副理事長がその職務（理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く。）を行う。 | * 副理事長の代表権に制限を加える場合には、その内容を寄附行為に定めること。
* 副理事長が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。
* この規定により新たに代表権を付与することはできないため、代表権の行使については、寄附行為で定められた範囲内で副理事長が行う必要があることに留意する。
* 副理事長が選定されていない場合で理事長に事故があるときは、速やかに理事会において副理事長の選定を行うこと等により対応すること。
 |
|  |  |

＜例５－16：下表の「④」及び「ア」の場合＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （代表業務執行理事） |  | （業務執行理事） |
| 設置予定の有無 | 学校法人内の役職 | 記号 |  | 設置予定の有無 | 学校法人内の役職 | 記号 |
| 今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合 | 「副理事長」等の名称を用いる | ① |  | 今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合 | 「常任理事」等の名称を用いる | ア |
| 「副理事長」等の名称を用いない | ② |  | 「常任理事」等の名称を用いない | イ |
| 将来的に置く可能性あり | 「副理事長」等の名称を用いる | ③ |  | 将来的に置く可能性あり | 「常任理事」等の名称を用いる | ウ |
| 「副理事長」等の名称を用いない | ④ |  | 「常任理事」等の名称を用いない | エ |
| 置かない | ― | ⑤ |  | 置かない | ― | オ |
|  |  | * 本例では、業務執行理事を「常任理事」と呼称する。
 |

| **寄附行為作成例** | **備考** |
| --- | --- |
| 　（理事の職務）第14条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。２　理事のうち１名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。 | * 本条文については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。

|  |
| --- |
| * 理事長は、理事のうちから理事会が選定することとなっているか。
* 理事長は、理事会が解職することとなっているか。
 |

* + 理事長を理事会以外が選定・解職すること（評議員会で選定する、学内選挙で選定する、学長の充て職とする等）は不可。
	+ 次に示す内容を記載することは可能。
		- 評議員会の意見や学内選挙の結果を尊重して、理事会が理事長を選定する旨を記載すること。
		- 理事長の任期を設定すること。
		- 決議要件を加重すること。
 |
| ３　理事（理事長を除く。）のうち○名以内を代表業務執行理事とすることができる。代表業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。代表業務執行理事を解職するときも、同様とする。 | * 代表業務執行理事の規定を置く場合、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。

|  |
| --- |
| * 代表業務執行理事は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。
* 代表業務執行理事は、理事会が解職することとなっているか。
 |

* + 決議要件を加重することは可能。
 |
| ４　理事（理事長及び代表業務執行理事を除く。）のうち○名以内を常任理事とし、理事会の決議によって選定する。常任理事を解職するときも、同様とする。５　常任理事をもって私立学校法第37条第４項の業務執行理事とする。 | * 常任理事（業務執行理事）については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。

|  |
| --- |
| * 常任理事は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。
* 常任理事は、理事会が解職することとなっているか。
 |

* + 決議要件を加重することは可能。
 |
| ６　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。７　代表業務執行理事は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。８　常任理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。９　理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、代表業務執行理事（第３項により選定する場合に限る。以下同じ。）又は常任理事がその職務（理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く。）を行う。 | * 代表業務執行理事の代表権に制限を加える場合には、その内容を寄附行為に定めること。
* 代表業務執行理事が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。
* 常任理事が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。
* この規定により新たに代表権を付与することはできないため、代表権の行使については、寄附行為で定められた範囲内で代表業務執行理事が行う必要があることに留意する。
 |
|  |  |

＜例５－17：下表の「④及び「イ」の場合＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （代表業務執行理事） |  | （業務執行理事） |
| 設置予定の有無 | 学校法人内の役職 | 記号 |  | 設置予定の有無 | 学校法人内の役職 | 記号 |
| 今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合 | 「副理事長」等の名称を用いる | ① |  | 今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合 | 「常任理事」等の名称を用いる | ア |
| 「副理事長」等の名称を用いない | ② |  | 「常任理事」等の名称を用いない | イ |
| 将来的に置く可能性あり | 「副理事長」等の名称を用いる | ③ |  | 将来的に置く可能性あり | 「常任理事」等の名称を用いる | ウ |
| 「副理事長」等の名称を用いない | ④ |  | 「常任理事」等の名称を用いない | エ |
| 置かない | ― | ⑤ |  | 置かない | ― | オ |
|  |  |  |

| **寄附行為作成例** | **備考** |
| --- | --- |
| 　（理事の職務）第14条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。２　理事のうち１名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。 | * 本条文については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。

|  |
| --- |
| * 理事長は、理事のうちから理事会が選定することとなっているか。
* 理事長は、理事会が解職することとなっているか。
 |

* + 理事長を理事会以外が選定・解職すること（評議員会で選定する、学内選挙で選定する、学長の充て職とする等）は不可。
	+ 次に示す内容を記載することは可能。
		- 評議員会の意見や学内選挙の結果を尊重して、理事会が理事長を選定する旨を記載すること。
		- 理事長の任期を設定すること。
		- 決議要件を加重すること。
 |
| ３　理事（理事長を除く。）のうち○名以内を代表業務執行理事とすることができる。代表業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。代表業務執行理事を解職するときも、同様とする。 | * 代表業務執行理事の規定を置く場合、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。

|  |
| --- |
| * 代表業務執行理事は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。
* 代表業務執行理事は、理事会が解職することとなっているか。
 |

* + 決議要件を加重することは可能。
 |
| ４　理事（理事長及び代表業務執行理事を除く。）のうち○名以内を業務執行理事とし、理事会の決議によって選定する。業務執行理事を解職するときも、同様とする。 | * 業務執行理事については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。

|  |
| --- |
| * 業務執行理事は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。
* 業務執行理事は、理事会が解職することとなっているか。
 |

* + 決議要件を加重することは可能。
 |
| ５　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。６　代表業務執行理事は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。７　業務執行理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。８　理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、代表業務執行理事（第３項により選定する場合に限る。以下同じ。）又は業務執行理事がその職務（理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く。）を行う。 | * 代表業務執行理事の代表権に制限を加える場合には、その内容を寄附行為に定めること。
* 代表業務執行理事が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。
* 業務執行理事が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。
* この規定により新たに代表権を付与することはできないため、代表権の行使については、寄附行為で定められた範囲内で代表業務執行理事が行う必要があることに留意する。
 |
|  |  |

＜例５－18：下表の「④」及び「ウ」の場合＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （代表業務執行理事） |  | （業務執行理事） |
| 設置予定の有無 | 学校法人内の役職 | 記号 |  | 設置予定の有無 | 学校法人内の役職 | 記号 |
| 今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合 | 「副理事長」等の名称を用いる | ① |  | 今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合 | 「常任理事」等の名称を用いる | ア |
| 「副理事長」等の名称を用いない | ② |  | 「常任理事」等の名称を用いない | イ |
| 将来的に置く可能性あり | 「副理事長」等の名称を用いる | ③ |  | 将来的に置く可能性あり | 「常任理事」等の名称を用いる | ウ |
| 「副理事長」等の名称を用いない | ④ |  | 「常任理事」等の名称を用いない | エ |
| 置かない | ― | ⑤ |  | 置かない | ― | オ |
|  |  | * 本例では、業務執行理事を「常任理事」と呼称する。
 |

| **寄附行為作成例** | **備考** |
| --- | --- |
| 　（理事の職務）第14条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。２　理事のうち１名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。 | * 本条文については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。

|  |
| --- |
| * 理事長は、理事のうちから理事会が選定することとなっているか。
* 理事長は、理事会が解職することとなっているか。
 |

* + 理事長を理事会以外が選定・解職すること（評議員会で選定する、学内選挙で選定する、学長の充て職とする等）は不可。
	+ 次に示す内容を記載することは可能。
		- 評議員会の意見や学内選挙の結果を尊重して、理事会が理事長を選定する旨を記載すること。
		- 理事長の任期を設定すること。
		- 決議要件を加重すること。
 |
| ３　理事（理事長を除く。）のうち○名以内を代表業務執行理事とすることができる。代表業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。代表業務執行理事を解職するときも、同様とする。 | * 代表業務執行理事の規定を置く場合、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。

|  |
| --- |
| * 代表業務執行理事は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。
* 代表業務執行理事は、理事会が解職することとなっているか。
 |

* + 決議要件を加重することは可能。
 |
| ４　理事（理事長及び代表業務執行理事を除く。）のうち○名以内を常任理事とすることができる。常任理事は、理事会の決議によって選定する。常任理事を解職するときも、同様とする。５　常任理事をもって私立学校法第37条第４項の業務執行理事とする。 | * 常任理事（業務執行理事）については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。

|  |
| --- |
| * 常任理事は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。
* 常任理事は、理事会が解職することとなっているか。
 |

* + 決議要件を加重することは可能。
 |
| ６　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。７　代表業務執行理事は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。８　常任理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。９　第３項により代表業務執行理事を選定するとき又は第４項により常任理事を選定するときにおいて理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、代表業務執行理事又は常任理事がその職務（理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く。）を行う。 | * 代表業務執行理事の代表権に制限を加える場合には、その内容を寄附行為に定めること。
* 代表業務執行理事が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。
* 常任理事が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。
* この規定により新たに代表権を付与することはできないため、代表権の行使については、寄附行為で定められた範囲内で代表業務執行理事が行う必要があることに留意する。
* 代表業務執行理事及び常任理事が選定されていない場合で理事長に事故があるときは、速やかに理事会において代表業務執行理事の選定を行うこと等により対応すること。
 |
|  |  |

＜例５－19：下表の「④」及び「エ」の場合＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （代表業務執行理事） |  | （業務執行理事） |
| 設置予定の有無 | 学校法人内の役職 | 記号 |  | 設置予定の有無 | 学校法人内の役職 | 記号 |
| 今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合 | 「副理事長」等の名称を用いる | ① |  | 今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合 | 「常任理事」等の名称を用いる | ア |
| 「副理事長」等の名称を用いない | ② |  | 「常任理事」等の名称を用いない | イ |
| 将来的に置く可能性あり | 「副理事長」等の名称を用いる | ③ |  | 将来的に置く可能性あり | 「常任理事」等の名称を用いる | ウ |
| 「副理事長」等の名称を用いない | ④ |  | 「常任理事」等の名称を用いない | エ |
| 置かない | ― | ⑤ |  | 置かない | ― | オ |
|  |  |  |

| **寄附行為作成例** | **備考** |
| --- | --- |
| 　（理事の職務）第14条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。２　理事のうち１名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。 | * 本条文については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。

|  |
| --- |
| * 理事長は、理事のうちから理事会が選定することとなっているか。
* 理事長は、理事会が解職することとなっているか。
 |

* + 理事長を理事会以外が選定・解職すること（評議員会で選定する、学内選挙で選定する、学長の充て職とする等）は不可。
	+ 次に示す内容を記載することは可能。
		- 評議員会の意見や学内選挙の結果を尊重して、理事会が理事長を選定する旨を記載すること。
		- 理事長の任期を設定すること。
		- 決議要件を加重すること。
 |
| ３　理事（理事長を除く。）のうち○名以内を代表業務執行理事とすることができる。代表業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。代表業務執行理事を解職するときも、同様とする。 | * 代表業務執行理事の規定を置く場合、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。

|  |
| --- |
| * 代表業務執行理事は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。
* 代表業務執行理事は、理事会が解職することとなっているか。
 |

* + 決議要件を加重することは可能。
 |
| ４　理事（理事長及び代表業務執行理事を除く。）のうち○名以内を業務執行理事とすることができる。業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。業務執行理事を解職するときも、同様とする。 | * 業務執行理事については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。

|  |
| --- |
| * 業務執行理事は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。
* 業務執行理事は、理事会が解職することとなっているか。
 |

* + 決議要件を加重することは可能。
 |
| ５　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。６　代表業務執行理事は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。７　業務執行理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。８　第３項により代表業務執行理事を選定するとき又は第４項により業務執行理事を選定するときにおいて理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、代表業務執行理事又は業務執行理事がその職務（理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く。）を行う。 | * 代表業務執行理事の代表権に制限を加える場合には、その内容を寄附行為に定めること。
* 代表業務執行理事が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。
* 業務執行理事が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。
* この規定により新たに代表権を付与することはできないため、代表権の行使については、寄附行為で定められた範囲内で代表業務執行理事が行う必要があることに留意する。
* 代表業務執行理事及び業務執行理事が選定されていない場合で理事長に事故があるときは、速やかに理事会において代表業務執行理事の選定を行うこと等により対応すること。
 |
|  |  |

＜例５－20：下表の「④」及び「オ」の場合＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （代表業務執行理事） |  | （業務執行理事） |
| 設置予定の有無 | 学校法人内の役職 | 記号 |  | 設置予定の有無 | 学校法人内の役職 | 記号 |
| 今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合 | 「副理事長」等の名称を用いる | ① |  | 今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合 | 「常任理事」等の名称を用いる | ア |
| 「副理事長」等の名称を用いない | ② |  | 「常任理事」等の名称を用いない | イ |
| 将来的に置く可能性あり | 「副理事長」等の名称を用いる | ③ |  | 将来的に置く可能性あり | 「常任理事」等の名称を用いる | ウ |
| 「副理事長」等の名称を用いない | ④ |  | 「常任理事」等の名称を用いない | エ |
| 置かない | ― | ⑤ |  | 置かない | ― | オ |
|  |  |  |

| **寄附行為作成例** | **備考** |
| --- | --- |
| 　（理事の職務）第14条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。２　理事のうち１名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。 | * 本条文については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。

|  |
| --- |
| * 理事長は、理事のうちから理事会が選定することとなっているか。
* 理事長は、理事会が解職することとなっているか。
 |

* + 理事長を理事会以外が選定・解職すること（評議員会で選定する、学内選挙で選定する、学長の充て職とする等）は不可。
	+ 次に示す内容を記載することは可能。
		- 評議員会の意見や学内選挙の結果を尊重して、理事会が理事長を選定する旨を記載すること。
		- 理事長の任期を設定すること。
		- 決議要件を加重すること。
 |
| ３　理事（理事長を除く。）のうち○名以内を代表業務執行理事とすることができる。代表業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。代表業務執行理事を解職するときも、同様とする。 | * 代表業務執行理事の規定を置く場合、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。

|  |
| --- |
| * 代表業務執行理事は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。
* 代表業務執行理事は、理事会が解職することとなっているか。
 |

* + 決議要件を加重することは可能。
 |
| ４　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。５　代表業務執行理事は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。６　第３項により代表業務執行理事を選定するときにおいて理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、代表業務執行理事がその職務（理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く。）を行う。 | * 代表業務執行理事の代表権に制限を加える場合には、その内容を寄附行為に定めること。
* 代表業務執行理事が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。
* この規定により新たに代表権を付与することはできないため、代表権の行使については、寄附行為で定められた範囲内で代表業務執行理事が行う必要があることに留意する。
* 代表業務執行理事が選定されていない場合で理事長に事故があるときは、速やかに理事会において代表業務執行理事の選定を行うこと等により対応すること。
 |
|  |  |

＜例５－21：下表の「⑤」及び「ア」の場合＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （代表業務執行理事） |  | （業務執行理事） |
| 設置予定の有無 | 学校法人内の役職 | 記号 |  | 設置予定の有無 | 学校法人内の役職 | 記号 |
| 今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合 | 「副理事長」等の名称を用いる | ① |  | 今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合 | 「常任理事」等の名称を用いる | ア |
| 「副理事長」等の名称を用いない | ② |  | 「常任理事」等の名称を用いない | イ |
| 将来的に置く可能性あり | 「副理事長」等の名称を用いる | ③ |  | 将来的に置く可能性あり | 「常任理事」等の名称を用いる | ウ |
| 「副理事長」等の名称を用いない | ④ |  | 「常任理事」等の名称を用いない | エ |
| 置かない | ― | ⑤ |  | 置かない | ― | オ |
|  |  | * 本例では、業務執行理事を「常任理事」と呼称する。
 |

| **寄附行為作成例** | **備考** |
| --- | --- |
| 　（理事の職務）第14条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。２　理事のうち１名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。 | * 本条文については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。

|  |
| --- |
| * 理事長は、理事のうちから理事会が選定することとなっているか。
* 理事長は、理事会が解職することとなっているか。
 |

* + 理事長を理事会以外が選定・解職すること（評議員会で選定する、学内選挙で選定する、学長の充て職とする等）は不可。
	+ 次に示す内容を記載することは可能。
		- 評議員会の意見や学内選挙の結果を尊重して、理事会が理事長を選定する旨を記載すること。
		- 理事長の任期を設定すること。
		- 決議要件を加重すること。
 |
| ３　理事（理事長を除く。）のうち○名以内を常任理事とし、理事会の決議によって選定する。常任理事を解職するときも、同様とする。４　常任理事をもって私立学校法第37条第４項の業務執行理事とする。 | * 常任理事（業務執行理事）については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。

|  |
| --- |
| * 常任理事は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。
* 常任理事は、理事会が解職することとなっているか。
 |

* + 決議要件を加重することは可能。
 |
| ５　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。６　常任理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。７　理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、常任理事がその職務（理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く。）を行う。 | * 常任理事が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。
* この規定により新たに代表権を付与することはできないため、代表権の行使については、速やかに理事会において対応を協議すること。
 |
|  |  |

＜例５－22：下表の「⑤及び「イ」の場合＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （代表業務執行理事） |  | （業務執行理事） |
| 設置予定の有無 | 学校法人内の役職 | 記号 |  | 設置予定の有無 | 学校法人内の役職 | 記号 |
| 今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合 | 「副理事長」等の名称を用いる | ① |  | 今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合 | 「常任理事」等の名称を用いる | ア |
| 「副理事長」等の名称を用いない | ② |  | 「常任理事」等の名称を用いない | イ |
| 将来的に置く可能性あり | 「副理事長」等の名称を用いる | ③ |  | 将来的に置く可能性あり | 「常任理事」等の名称を用いる | ウ |
| 「副理事長」等の名称を用いない | ④ |  | 「常任理事」等の名称を用いない | エ |
| 置かない | ― | ⑤ |  | 置かない | ― | オ |
|  |  |  |

| **寄附行為作成例** | **備考** |
| --- | --- |
| 　（理事の職務）第14条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。２　理事のうち１名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。 | * 本条文については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。

|  |
| --- |
| * 理事長は、理事のうちから理事会が選定することとなっているか。
* 理事長は、理事会が解職することとなっているか。
 |

* + 理事長を理事会以外が選定・解職すること（評議員会で選定する、学内選挙で選定する、学長の充て職とする等）は不可。
	+ 次に示す内容を記載することは可能。
		- 評議員会の意見や学内選挙の結果を尊重して、理事会が理事長を選定する旨を記載すること。
		- 理事長の任期を設定すること。
		- 決議要件を加重すること。
 |
| ３　理事（理事長を除く。）のうち○名以内を業務執行理事とし、理事会の決議によって選定する。業務執行理事を解職するときも、同様とする。 | * 業務執行理事については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。

|  |
| --- |
| * 業務執行理事は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。
* 業務執行理事は、理事会が解職することとなっているか。
 |

* + 決議要件を加重することは可能。
 |
| ４　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。５　業務執行理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。６　理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、業務執行理事がその職務（理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く。）を行う。 | * 業務執行理事が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。
* この規定により新たに代表権を付与することはできないため、代表権の行使については、速やかに理事会において対応を協議すること。
 |
|  |  |

＜例５－23：下表の「⑤」及び「ウ」の場合＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （代表業務執行理事） |  | （業務執行理事） |
| 設置予定の有無 | 学校法人内の役職 | 記号 |  | 設置予定の有無 | 学校法人内の役職 | 記号 |
| 今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合 | 「副理事長」等の名称を用いる | ① |  | 今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合 | 「常任理事」等の名称を用いる | ア |
| 「副理事長」等の名称を用いない | ② |  | 「常任理事」等の名称を用いない | イ |
| 将来的に置く可能性あり | 「副理事長」等の名称を用いる | ③ |  | 将来的に置く可能性あり | 「常任理事」等の名称を用いる | ウ |
| 「副理事長」等の名称を用いない | ④ |  | 「常任理事」等の名称を用いない | エ |
| 置かない | ― | ⑤ |  | 置かない | ― | オ |
|  |  | * 本例では、業務執行理事を「常任理事」と呼称する。
 |

| **寄附行為作成例** | **備考** |
| --- | --- |
| 　（理事の職務）第14条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。２　理事のうち１名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。 | * 本条文については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。

|  |
| --- |
| * 理事長は、理事のうちから理事会が選定することとなっているか。
* 理事長は、理事会が解職することとなっているか。
 |

* + 理事長を理事会以外が選定・解職すること（評議員会で選定する、学内選挙で選定する、学長の充て職とする等）は不可。
	+ 次に示す内容を記載することは可能。
		- 評議員会の意見や学内選挙の結果を尊重して、理事会が理事長を選定する旨を記載すること。
		- 理事長の任期を設定すること。
		- 決議要件を加重すること。
 |
| ３　理事（理事長を除く。）のうち○名以内を常任理事とすることができる。常任理事は、理事会の決議によって選定する。常任理事を解職するときも、同様とする。４　常任理事をもって私立学校法第37条第４項の業務執行理事とする。 | * 常任理事（業務執行理事）については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。

|  |
| --- |
| * 常任理事は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。
* 常任理事は、理事会が解職することとなっているか。
 |

* + 決議要件を加重することは可能。
 |
| ５　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。６　常任理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。７　第３項により常任理事を選定するときにおいて理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、常任理事がその職務（理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く。）を行う。 | * 常任理事が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。
* この規定により新たに代表権を付与することはできないため、代表権の行使については、速やかに理事会において対応を協議すること。
 |
|  |  |

＜例５－24：下表の「⑤」及び「エ」の場合＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （代表業務執行理事） |  | （業務執行理事） |
| 設置予定の有無 | 学校法人内の役職 | 記号 |  | 設置予定の有無 | 学校法人内の役職 | 記号 |
| 今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合 | 「副理事長」等の名称を用いる | ① |  | 今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合 | 「常任理事」等の名称を用いる | ア |
| 「副理事長」等の名称を用いない | ② |  | 「常任理事」等の名称を用いない | イ |
| 将来的に置く可能性あり | 「副理事長」等の名称を用いる | ③ |  | 将来的に置く可能性あり | 「常任理事」等の名称を用いる | ウ |
| 「副理事長」等の名称を用いない | ④ |  | 「常任理事」等の名称を用いない | エ |
| 置かない | ― | ⑤ |  | 置かない | ― | オ |
|  |  |  |

| **寄附行為作成例** | **備考** |
| --- | --- |
| 　（理事の職務）第14条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。２　理事のうち１名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。 | * 本条文については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。

|  |
| --- |
| * 理事長は、理事のうちから理事会が選定することとなっているか。
* 理事長は、理事会が解職することとなっているか。
 |

* + 理事長を理事会以外が選定・解職すること（評議員会で選定する、学内選挙で選定する、学長の充て職とする等）は不可。
	+ 次に示す内容を記載することは可能。
		- 評議員会の意見や学内選挙の結果を尊重して、理事会が理事長を選定する旨を記載すること。
		- 理事長の任期を設定すること。
		- 決議要件を加重すること。
 |
| ３　理事（理事長を除く。）のうち○名以内を業務執行理事とすることができる。業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。業務執行理事を解職するときも、同様とする。 | * 業務執行理事については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。

|  |
| --- |
| * 業務執行理事は、理事のうちから理事会で選定することとなっているか。
* 業務執行理事は、理事会が解職することとなっているか。
 |

* + 決議要件を加重することは可能。
 |
| ４　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。５　業務執行理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。６　第３項により業務執行理事を選定するときにおいて理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、業務執行理事がその職務（理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く。）を行う。 | * 業務執行理事が行う業務の範囲は、理事会で定めることとなる。
* この規定により新たに代表権を付与することはできないため、代表権の行使については、速やかに理事会において対応を協議すること。
 |
|  |  |

＜例５－25：下表の「⑤」及び「オ」の場合＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （代表業務執行理事） |  | （業務執行理事） |
| 設置予定の有無 | 学校法人内の役職 | 記号 |  | 設置予定の有無 | 学校法人内の役職 | 記号 |
| 今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合 | 「副理事長」等の名称を用いる | ① |  | 今回の寄附行為の変更に伴い、新たに置く場合 | 「常任理事」等の名称を用いる | ア |
| 「副理事長」等の名称を用いない | ② |  | 「常任理事」等の名称を用いない | イ |
| 将来的に置く可能性あり | 「副理事長」等の名称を用いる | ③ |  | 将来的に置く可能性あり | 「常任理事」等の名称を用いる | ウ |
| 「副理事長」等の名称を用いない | ④ |  | 「常任理事」等の名称を用いない | エ |
| 置かない | ― | ⑤ |  | 置かない | ― | オ |
|  |  |  |

| **寄附行為作成例** | **備考** |
| --- | --- |
| 　（理事の職務）第14条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。２　理事のうち１名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。 | * 本条文については、次のチェックポイントを踏まえて記載すること。

|  |
| --- |
| * 理事長は、理事のうちから理事会が選定することとなっているか。
* 理事長は、理事会が解職することとなっているか。
 |

* + 理事長を理事会以外が選定・解職すること（評議員会で選定する、学内選挙で選定する、学長の充て職とする等）は不可。
	+ 次に示す内容を記載することは可能。
		- 評議員会の意見や学内選挙の結果を尊重して、理事会が理事長を選定する旨を記載すること。
		- 理事長の任期を設定すること。
		- 決議要件を加重すること。
 |
| ３　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。４　理事長に事故があるときは、理事会の決議により理事のうちから代表業務執行理事を選定し、当該代表業務執行理事がその職務を行うことができる。５　前項の場合において、代表業務執行理事を解職するときは、理事会の決議により行う。 | * 理事長に事故がある場合は、代表業務執行理事を選定し、学校法人運営に支障をきたさないよう留意すること。
* なお、通常時は代表業務執行理事を置かず、理事長に事故があるときに限り代表業務執行理事を置き、理事長が復帰したときに当該代表業務執行理事を解職する仕組みとする場合において、自動的に代表業務執行理事を解職することはできないが、代表業務執行理事の任期を理事長復帰時までなどとすることで、事実上構築することは可能。
 |